



資料編



1 地域福祉を取り巻く社会の変化

(1) 社会福祉法等の改正

国では平成 27 年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書以降、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し分野を超えてつながり、地域と共につくっていく「地域共生社会」の実現に向け、様々な取組や法改正が行われています。

平成 29 年の改正社会福祉法では、市区町村による地域福祉計画の策定が努力義務化され、包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目等が追加されました。さらに、令和 2 年の社会福祉法等の一部改正では、区市町村の包括的な支援体制の構築支援（「重層的支援体制整備事業」の創設）を柱に、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、社会福祉連携推進法人制度の創設等が定められました。

(2) 求められる「地域共生社会」

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度のはざまなど）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えたひとり一人の生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。



資料：厚生労働省 地域共生社会ポータルサイト

(3) 重層的支援体制整備事業

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない相談支援体制を整備するとともに、参加支援、地域づくりに向けた支援を行う、手上げ方式による新規の任意事業です。

重層的支援体制整備事業における各事業の内容は社会福祉法第106条の4第2項に3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。それぞれの事業を個別に行うのではなく、一体的に展開することが重要です。

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ●支援機関のネットワークで対応する ●複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	●社会とのつながりをつくるための支援を行う ●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ●交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ●地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	●支援が届いていない人に支援を届ける ●会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	●市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ●支援関係機関の役割分担を図る

(4) 孤独・孤立対策の視点

孤独・孤立の問題について、「望まない孤独」及び「孤立」の状態にある当事者や家族等に対し、本人が望む形で社会参加ができるよう、社会全体で一層の取組が必要となっています。国では、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、「孤独・孤立対策推進法」が令和5年6月に公布されました。計画の中では、当事者や家族等の状況等に応じて多様なアプローチや手法による対応が求められること、孤独・孤立を生まない社会をつくる観点等が挙げられています。

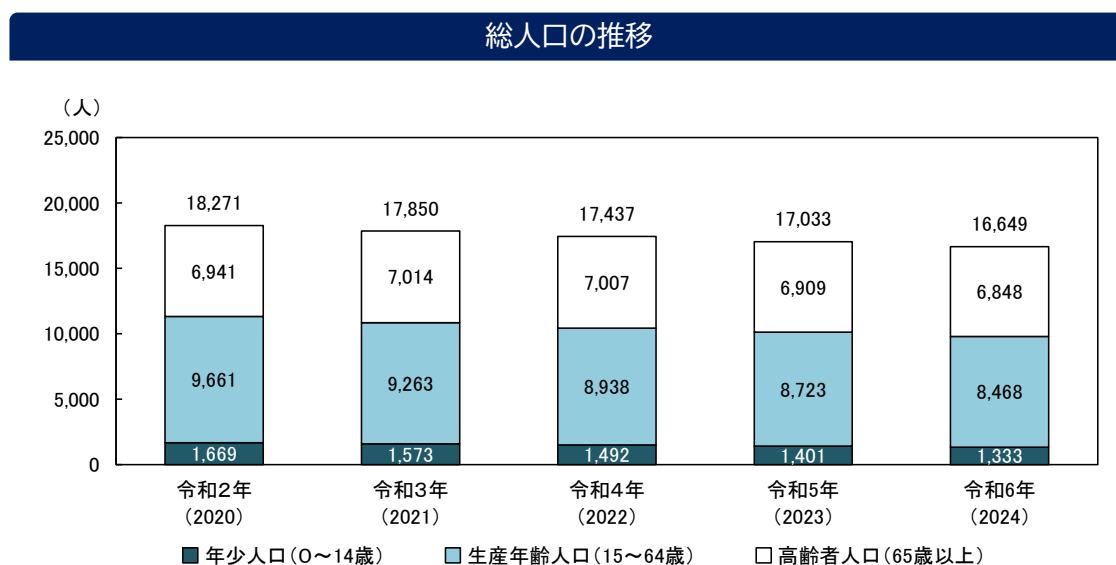


2 統計資料

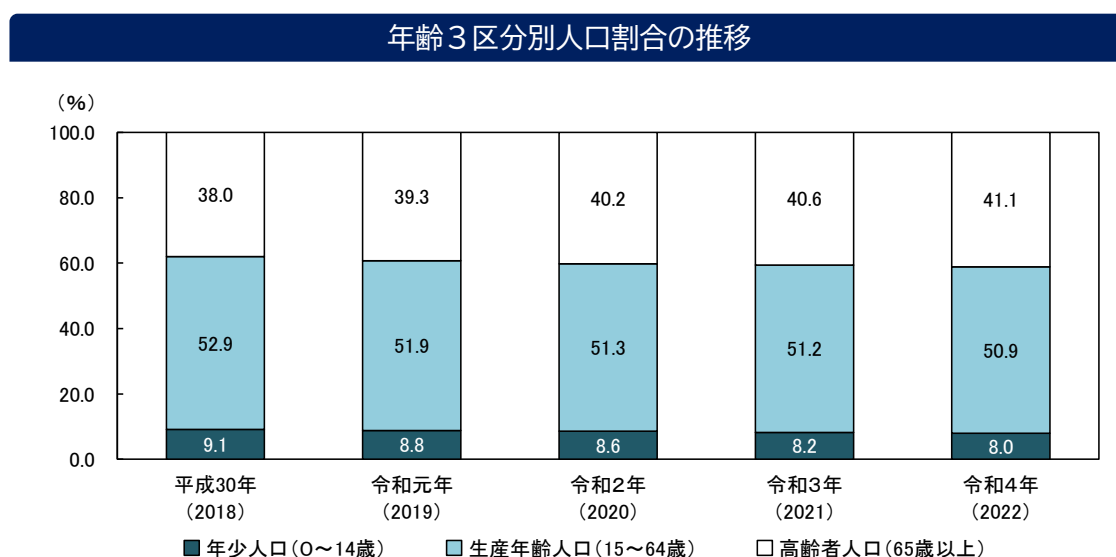
(1) 総人口の状況

総人口をみると年々、減少しており、令和2年(2020)の18,271人から令和6年(2024)で16,649人と、1,622人の減少となっています。

また、年齢3区分別人口割合をみると、令和2年(2020)以降、高齢者人口が40%以上となっています。



資料：住民基本台帳

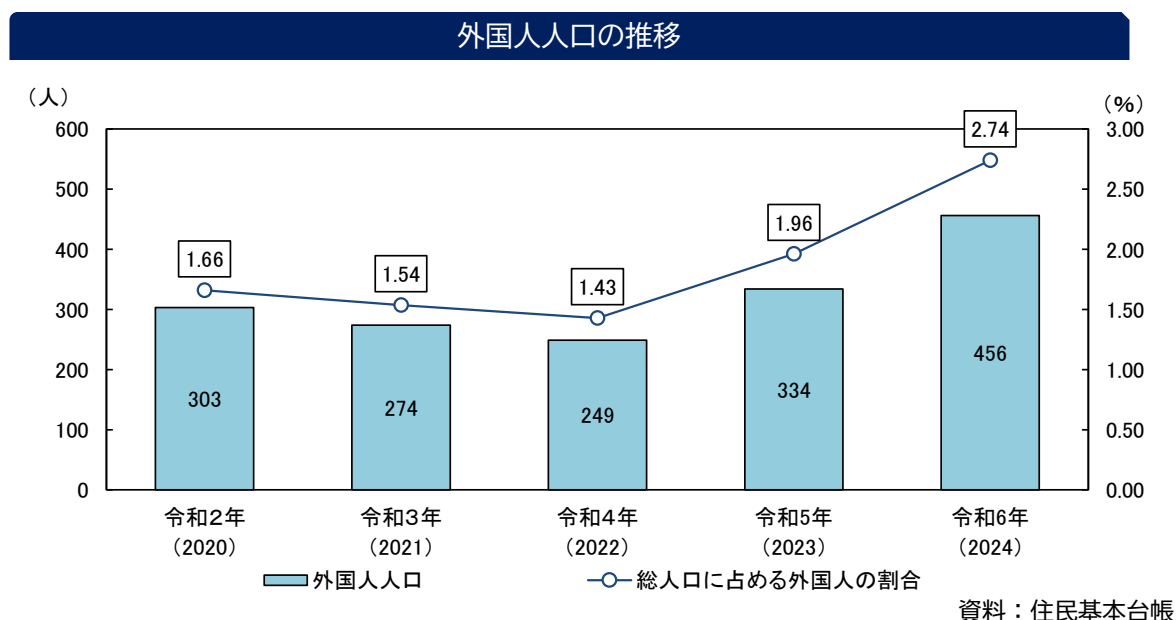


資料：住民基本台帳

(2) 外国人人口の状況

外国人人口をみると、令和2年（2020）の303人から令和6年（2024）で456人と、153人の増加となっています。

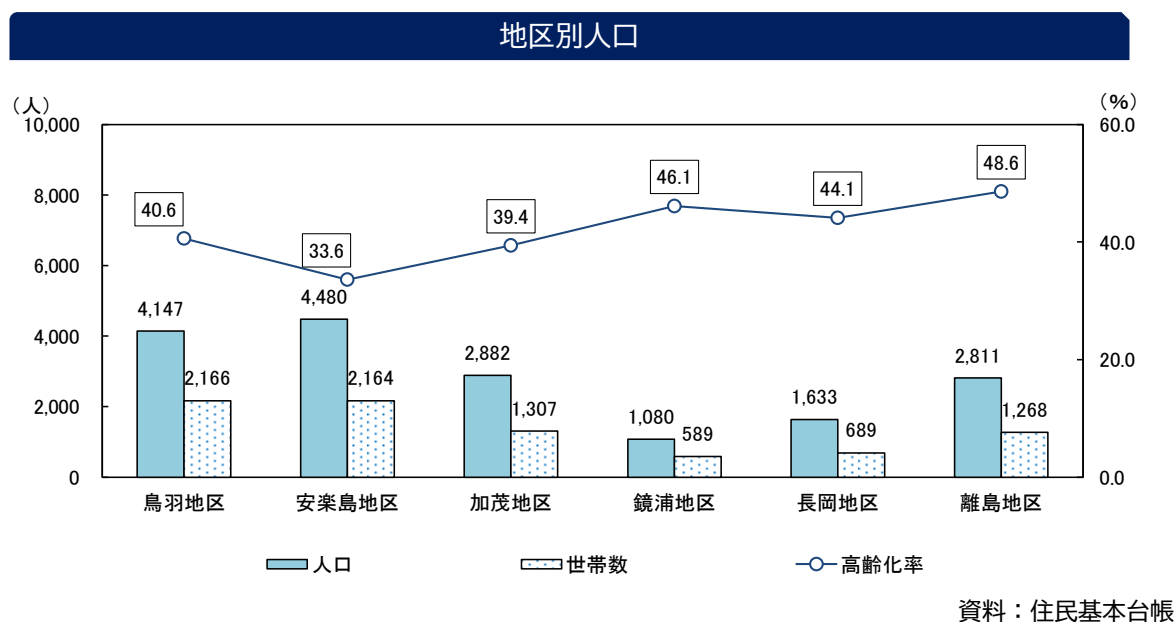
総人口に占める割合については、令和4年（2022）以降、上昇傾向にあります。



(3) 地区別人口の状況

地区別人口をみると、鳥羽地区、安楽島地区の人口が多くなっています。

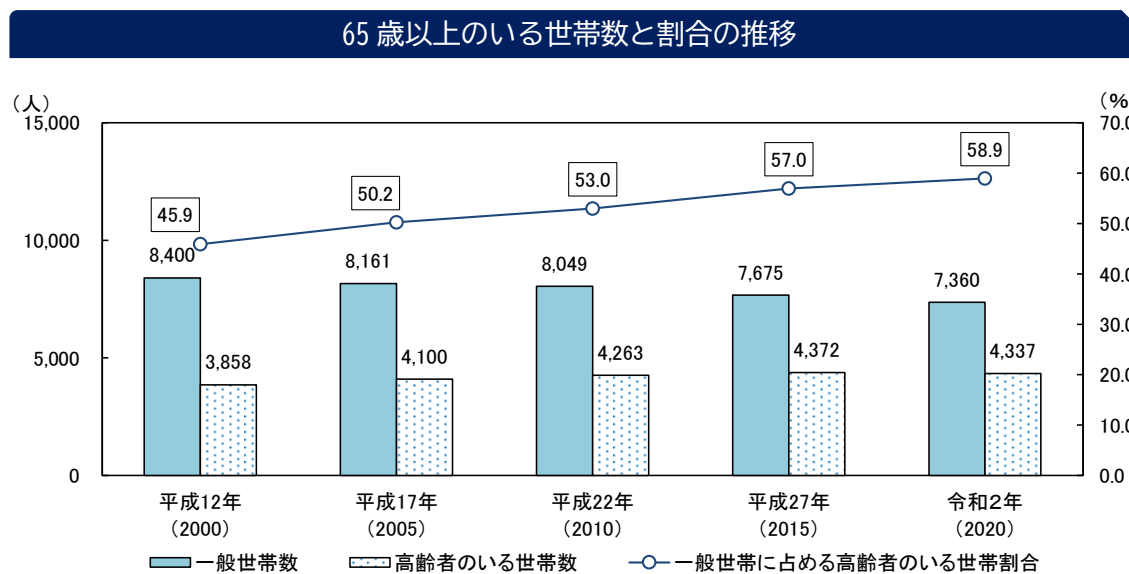
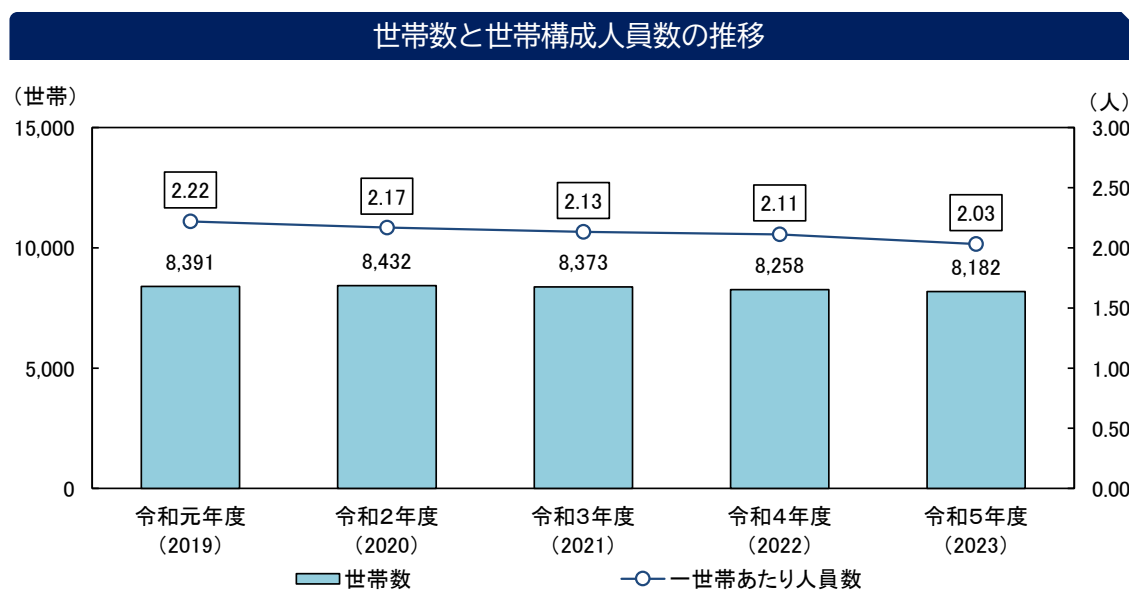
高齢化率をみると、鳥羽地区、鏡浦地区、長岡地区、離島地区で40%を超えています。



(4) 世帯の状況

世帯数をみると、令和2年度（2020）以降、減少しており、令和5年度（2023）で8,182世帯となっています。一世帯あたり人員数は年々減少しており、令和5年度（2023）で2.03人となっています。

また、高齢者のいる世帯について、国勢調査結果をみると、一般世帯に占める高齢者の世帯割合は上昇傾向にあり、令和2年（2020）で58.9%となっています。

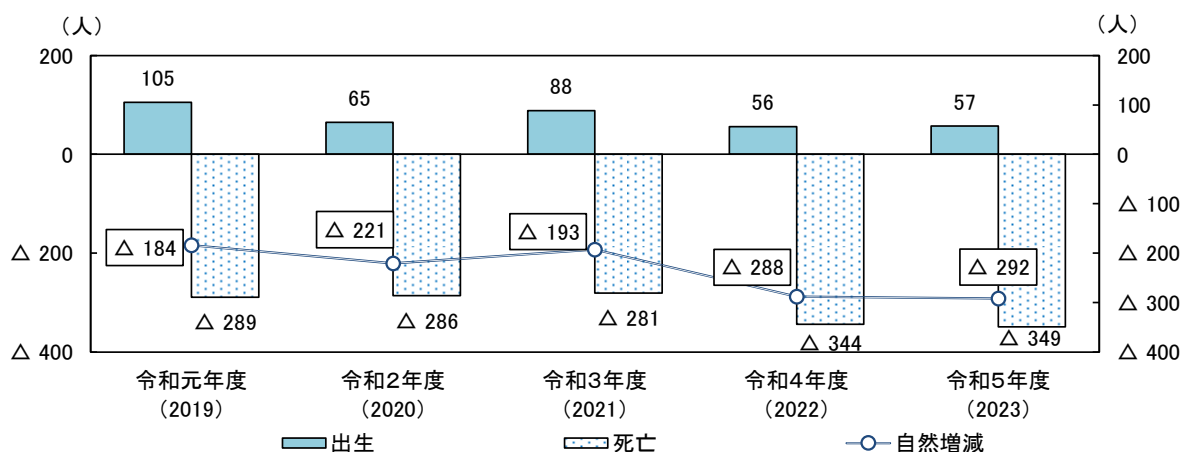


(5) 人口動態

出生数と死亡数（自然増減）をみると、令和5年度（2023）で死亡数349人、出生数57人と292人の減少となっており、死亡数が出生数を上回る自然減少が続いています。

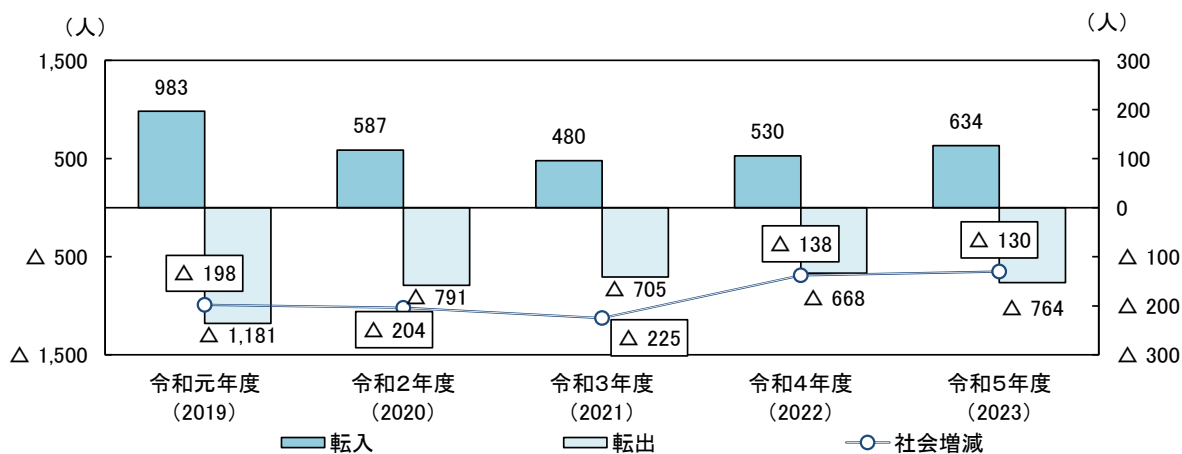
転入数と転出数（社会増減）をみると、令和5年度（2023）で転出数764人、転入数634人と130人の減少となっており、転出数が転入数を上回る社会減少が続いています。

出生数と死亡数（自然増減）の推移



資料：鳥羽市

転入数と転出数（社会増減）の推移



資料：鳥羽市

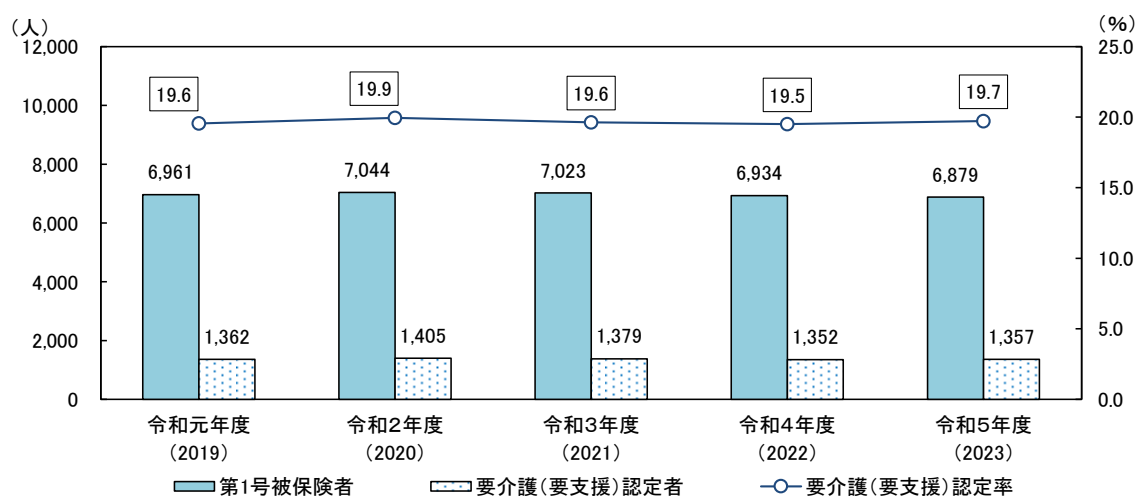
(6) 要支援・要介護認定者数の状況

第1号被保険者数をみると、令和2年度(2020)以降、減少に転じており、令和5年度(2023)には6,879人となっています。

要支援・要介護認定者数をみると、令和5年度(2023)で1,357人となっており、認定率は横ばいに推移しています。

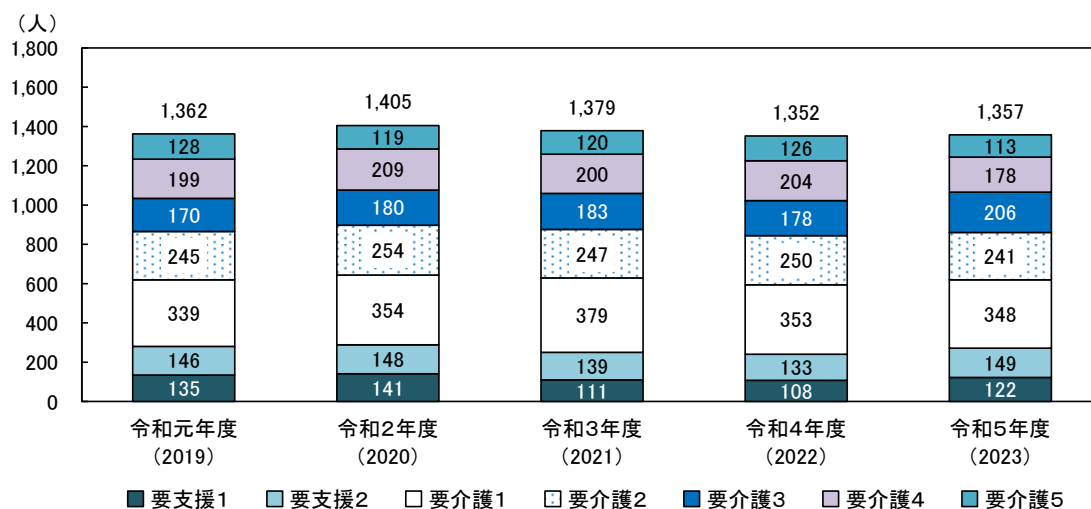
要介護度別にみると、要支援2、要介護1、要介護3で令和元年度より増加しています。

要支援・要介護認定者数(第1号被保険者)及び第1号被保険者数の推移



資料：介護保険事業状況報告(月報)

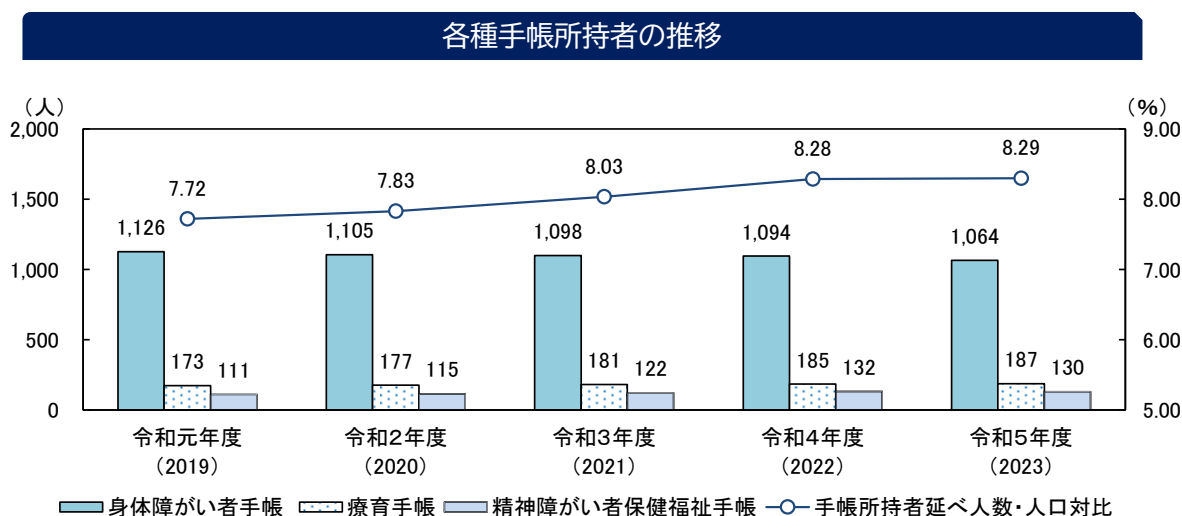
要支援・要介護認定者数(第1号・第2号被保険者)の介護度別人数の推移



資料：介護保険事業状況報告(月報)

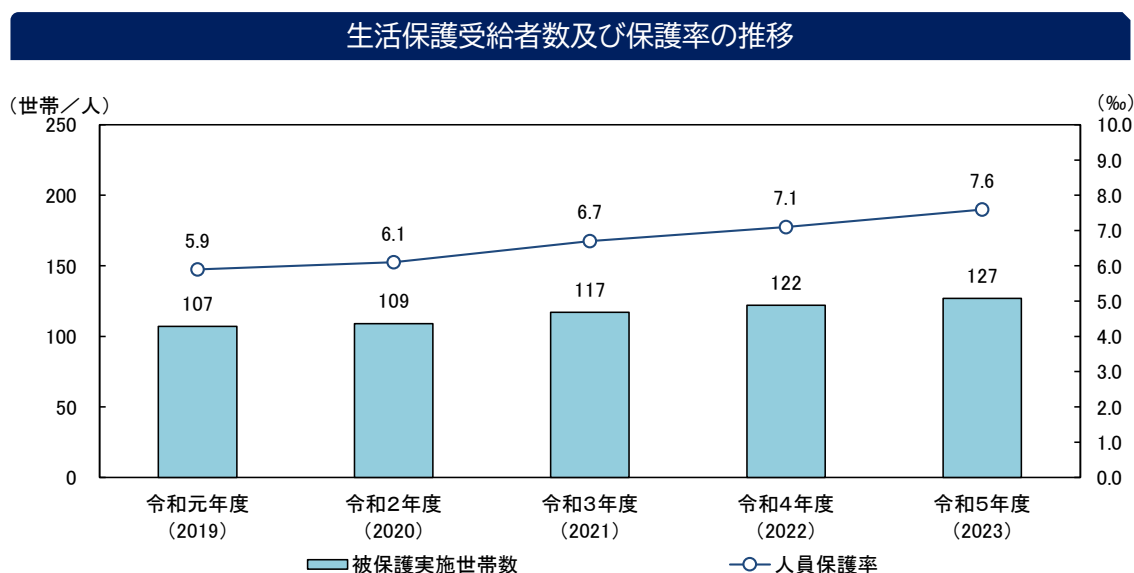
(7) 障がいのある人の状況

各種手帳所持者の推移をみると、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者で増加傾向にあります。手帳所持者数は横ばいに推移しており、人口が減少していることから人口対比でみると上昇傾向にあります。



(8) 生活保護の受給状況

生活保護受給者数は、年々増加しており、令和5年度（2023）で127人となっています。保護率（千人あたり）についても、受給者数の増加に合わせて上昇しています。

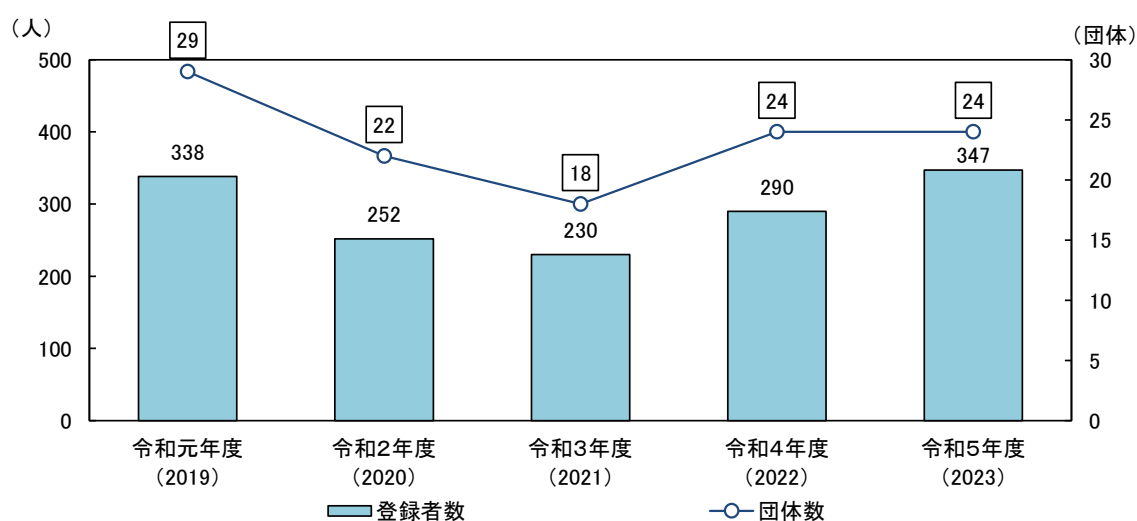


(9) ボランティア活動の状況

ボランティア保険登録者数をみると、令和3年度(2021)以降、増加に転じています。一方でボランティア団体数は、令和5年度(2023)で24団体と減少傾向にあります。

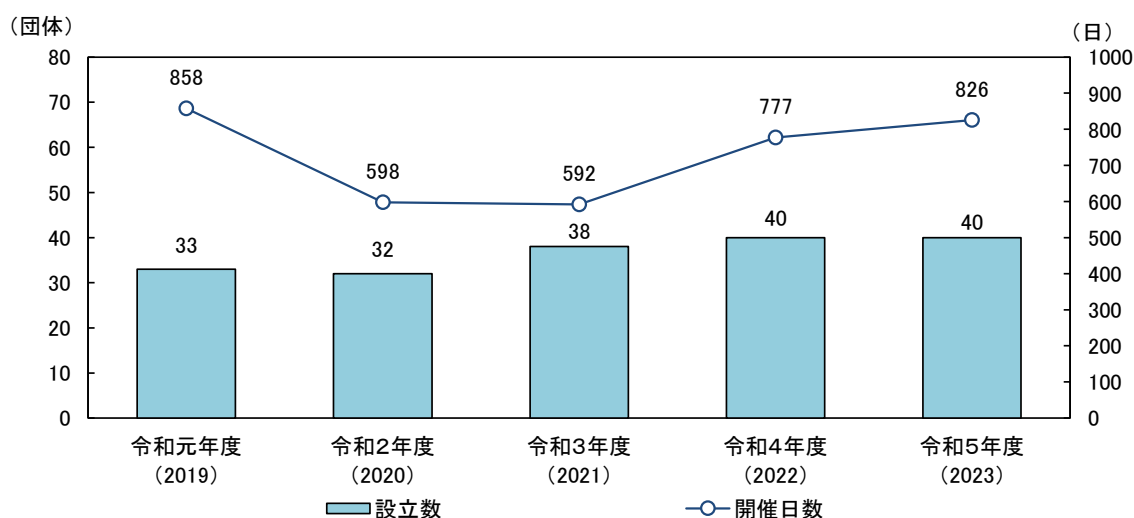
地域サロン活動については、団体数は年々増加しており、令和5年度(2023)で40団体となっています。開催日数については、新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限によって、減少したものの、現在は回復傾向にあり、団体数の増加に合わせて開催日数も増加しています。

ボランティア保険登録者数及びボランティア団体数の推移



資料：鳥羽市

地域サロン活動の状況



資料：鳥羽市

3 地域福祉計画からみる現状まとめ

基本目標1 地域を支える人づくり

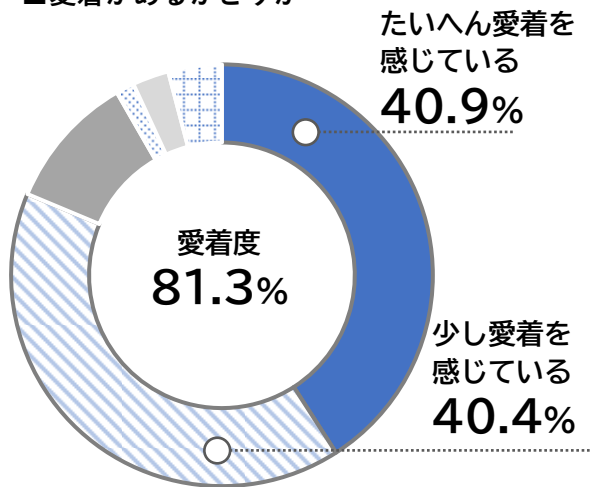
主な取組と成果では

市	社協
○広報とばにおいて市民活動団体紹介コーナーを設け、鳥羽で活動している団体を紹介しました。 ○TOBA ひだまりフェスタを開催し、地域で活躍する団体と市民とがつながれる場を創出しました。	●地域包括支援センターと連携し、『高齢者疑似体験』として認知症についての話とスローショッピングについても合わせて学習しています。 ●一日福祉体験教室を開催し、新しい取り組みとして、扇芳閣で車いす体験、鳥羽市民体育館で車いすバスケットボールを行いました。 ●鳥羽市ボランティア連絡協議会と共催し第6回ボランティアまつりを開催しました。 ●鳥羽社協のFacebook、インスタグラムにてボランティア立ち上げや活動団体への支援についてPRしました。

アンケート調査では

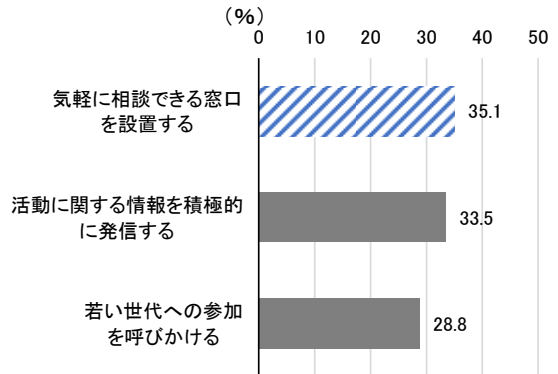
- ◆鳥羽市に愛着を感じているかについては、「たいへん愛着を感じている」「少し愛着を感じている」を合わせると、8割以上の方が市に愛着を感じています。
- ◆民生委員・児童委員は「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が47.2%、地域福祉推進員は「名前も活動の内容も知らない」が61.3%となっています。
- ◆地域活動やボランティア活動に参加する人を増やしていくために必要だと思うことについてみると、「気軽に相談できる窓口を設置する」が最も高く、次いで「活動に関する情報を積極的に発信する」、「若い世代への参加を呼びかける」となっています。
- ◆地域活動やボランティア活動に参加したいと思う要件についてみると、「自分にあった時間と内容の活動であること」が最も高く、次いで「集団ではなく個人が自分のペースでできること」、「自分の仕事や特技を生かせること」となっています。

■愛着があるかどうか

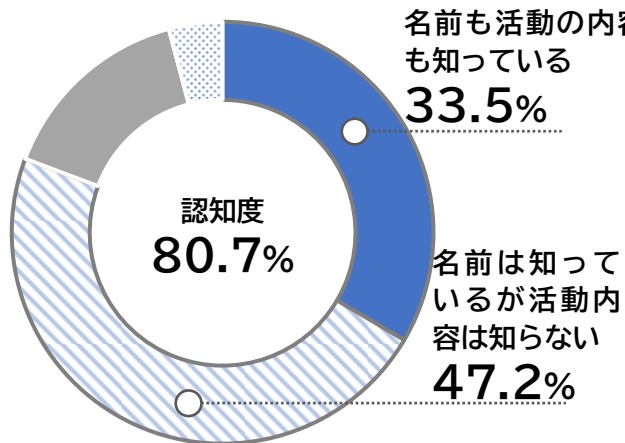


■地域活動やボランティア活動に参加する人を増やしていくために必要な要件

※上位3つ

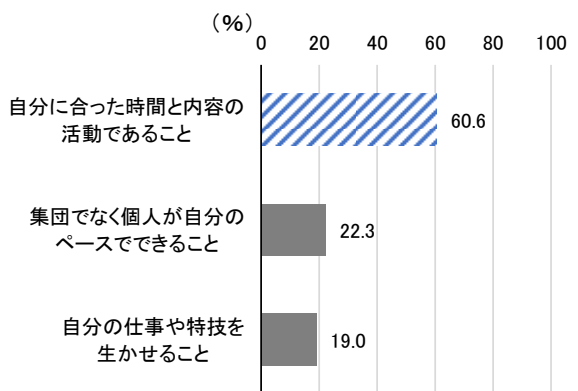


■民生委員・児童委員の認知度



■地域活動やボランティア活動に参加したいと思える要件

※上位3つ



ヒアリング調査では

- ボランティアなど研修や機会の場をつくる。
- 民生委員・児童委員のなり手不足が課題であり、若い人にも民生委員になってほしい。
- ボランティア活動については、運営側や参加者の高齢化が進み、次代を担う人材の育成が必要となっている。
- 小学校、中学校でのボランティア体験は受けてもらっているが、実際のボランティアにつながっている人は少ない。
- 地域に住む外国人が以前より多くなっており、外国人への理解と互いにコミュニケーションをとるための日本語支援も必要となっており、理解の場が必要。

基本目標 2 支えあいの地域づくり

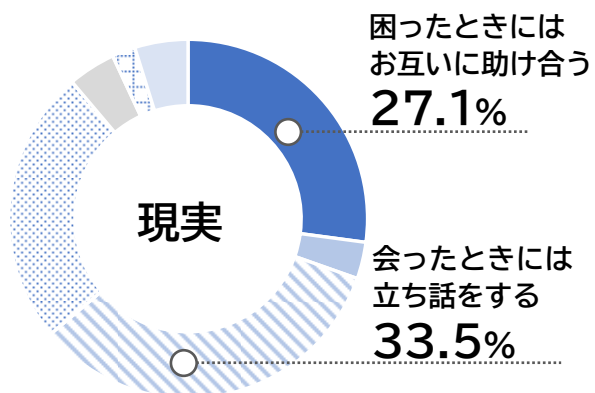
主な取組と成果では

市	社協
○障害者互助会の活動支援、子育てサロンや高齢者サロンの支援など共通した悩みや課題を持つ人の交流を推進しています。 ○まちトークにおいて地域住民と一緒に地域で何ができるのかを考えるとともに、考えを実現させるための「地域力アップ応援金」を4団体に交付しました。 ○学習支援「yell（エール）」では、ひだまり会場及び答志会場において、ひとり親世帯、生活困窮世帯等の児童・生徒を対象に、ボランティアによる学習支援を行いました。 ○参加支援・ひきこもりサポート事業の運営に必要な予算を確保し、支援に努めています。	●鳥羽市ボランティア連絡協議会の役員会に毎月出席し、意見交換を行っています。 ●まちのカルテを作成・更新していくなかで、まちの課題を聞き、集いの場など立ち上げの支援をしています。 ●民生委員、町内会、コミュニティースクールのディレクターと連携し市内に新たに2か所のサロンを設置しました。（多世代交流サロン1か所、高齢者サロン1か所） ●生活困窮や障がい相談の窓口に寄せられる相談の中でいじめや虐待などの発見があれば、関係機関へつなげています。

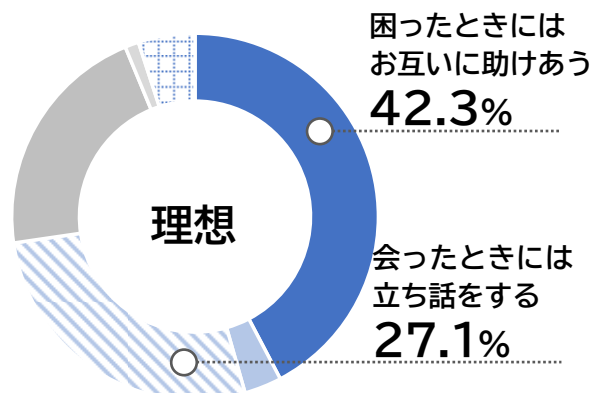
アンケート調査では

- ◆近所付き合いの程度についてみると、「会ったときには立ち話をする」が最も高く、次いで「困ったときにはお互いに助けあう」、「あいさつをする程度」となっています。
- ◆希望する近所付き合いの程度についてみると、「困ったときにはお互いに助けあう」が最も高く、次いで「会ったときには立ち話をする」、「あいさつをする程度」となっています。
- ◆地域活動やボランティア活動への参加について、「地域の清掃活動（草むしり、寺社掃除、道路清掃等）」では、「よく参加している」が多くなっています。
- ◆地域活動やボランティア活動に参加しない理由についてみると、「仕事や家事で忙しいから」が最も高く、次いで「関わりが少なく参加しづらい雰囲気であるから」が高くなっています。
- ◆犯罪や非行をした人の立ち直りを支える協力者や取組に関して知っているものについてみると、「保護司」が最も高くなっていますが、4人に1人は無回答か「知っているものはない」となっています。

■近所との付き合いの程度



■希望する近所との付き合いの程度



ヒアリング調査では

- 地域のまつりやイベントを地域の人が自ら開催することが少なくなり、地域の誇りが醸成されないと感じる。
- 各種団体の課題として共通しているのは、「新たな人材の確保が難しい」「担い手の減少や高齢化により活動ができなくなっている」「リーダーや役員のなり手がいない」が多くなっている。
- 福祉分野と観光分野など、多分野連携を検討する必要がある。
- 水福連携の取組を障がいのある人の分野で取り掛かっているが、障がいのある人だけでなく対象を広げる必要がある。
- 団体間の連携を強めていくなかで、地域の現状を知るためにも、町内会・自治会との連携が重要となる。

基本目標 3 地域福祉の輪を広げるネットワークづくり

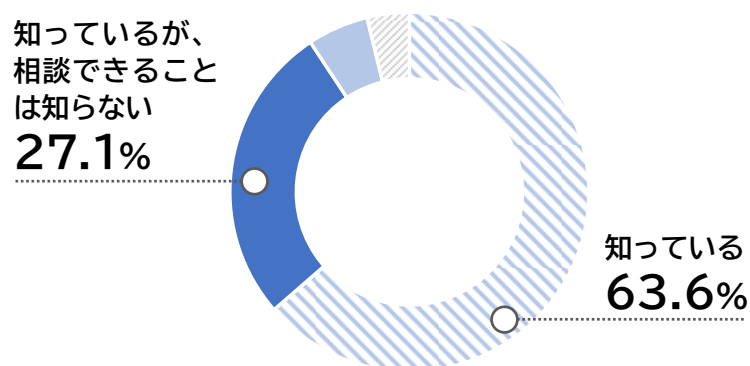
主な取組と成果では

市	社協
○子育てに関する福祉サービスについて、広報紙やホームページ、とばメール、子育てLINEを利用して情報提供を行いました。 ○手話スキルの維持向上を目的として、市の手話奉仕員を対象としたステップアップ講座を開催しました。 ○重層的支援体制整備事業を実施し、各相談支援機関において包括的に相談を受け付け、各関係機関と連携して対応するとともに、複雑・複合的な課題を抱える世帯等の支援のために、関係機関を集めて地域共生ケース会議を実施しました。	●社協公式のFacebook、Instagramを活用し、幅広い年齢層への周知を行いました。 ●福祉協力校へのフクシル（福祉出前トーク）でポッチャ、防災タウンウォッチングを行いました。 ●社協で担当している相談支援機関から他機関へ必要に応じてつなぎを行いました。 ●保護者に直接連絡がいくよう、学習支援yell公式LINEアカウントを開設しました。 ●地域包括支援センター等と連携し、連携会議を月1回開催し情報共有を図りました。

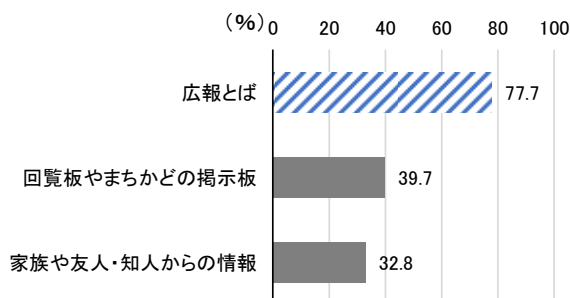
アンケート調査では

- ◆「地域」と聞いて思い浮かべる地域の範囲についてみると、「町内会・自治会」が最も高く、次いで「鳥羽市全域」となっています。
- ◆地域の行事や活動などの情報の主な入手方法についてみると、「広報とば」が最も高く、次いで「回覧板やまちかどの掲示板」、「家族や友人・知人からの情報」となっています。年代別でも20歳以上の年代で「広報とば」が最も高くなっています。
- ◆「保健福祉センターひだまり」で保健福祉に関する相談ができることについて「知っている」のは63.6%となっています。
- ◆市民が取り組める地域の課題や問題についてみると、「高齢者の生活支援・社会参加」が最も高く、次いで「防災対策」「孤立しがちな人の居場所づくり」となっています。
- ◆誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために必要なことについてみると、「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」「1か所で何でも相談や手続きができる体制を整備し、容易に行えるようにする」が最も高くなっています。

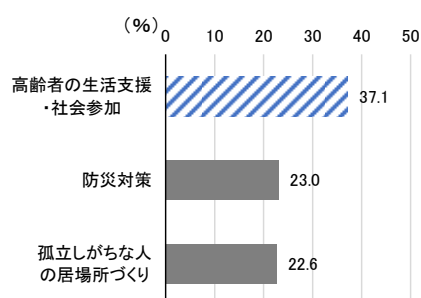
■「保健福祉センターひだまり」が相談できるところと知っている



■地域の行事や活動などの情報の主な入手方法



■市民が取り組める地域の課題や問題



ヒアリング調査では

- 高齢者や障がいのある人の移動支援、見守りが課題となっている。
- 自治会や老人クラブと連携して、地域の見守り活動を行っているが、自治会、老人クラブともに高齢化を要因として人材の不足による活動縮小をしている地区もあり、新たな担い手が必要となっている。
- 団体同士、地域での連携強化を図るには、情報共有が必要となっており、地域における情報発信力、共有力の強化が求められている。
- 医療・介護に係る人材の高齢化が進んでおり、人材の確保が課題となる中で、新たな人材については募集をかけても確保が困難となっている。

基本目標4 安心・安全な地域づくり

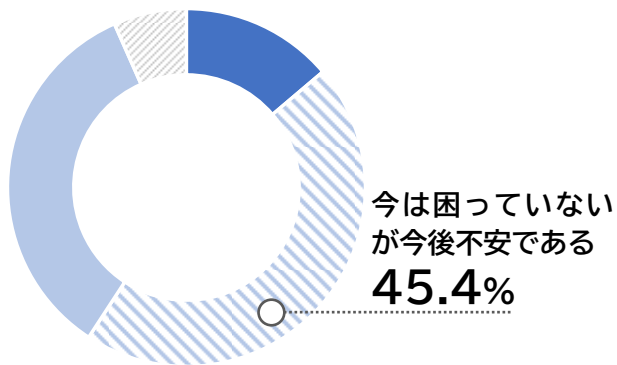
主な取組と成果では

市	社協
○障害者互助会の活動支援、子育てサロンの支援など共通した悩みや課題を持つ人の交流を推進しています。 ○認知症サポーター養成講座を市民向けに開催しました。 ○防災資機材の充実のため、自主防災倉庫等整備事業補助金を交付しました。 ○福祉サービス事業所を対象としたBCP作成に向けた研修会を開催しました。 ○家庭訪問や健康相談・健康診査により、虐待の発見に努めるとともに、子育て支援室・子育て支援センターと定期的に会議を行うことで、情報共有を図りました。	●学校や警察、PTA、地域住民等が連携し、通学路の危険箇所について安全点検を実施するなど、児童・生徒の通学時の安全確保に取り組みました。 ●防災デイキャンプを開催し、防災に関する知識を学ぶ機会を設けています。 ●「ほっとスマイルサービス」を希望する、困りごとをかかえる人や、ケアマネジャーに状況を説明し、会員加入につなげました。 ●成年後見サポートセンター事業を受託し、リーフレットを活用して市民の方や福祉関係者の方に制度の説明を行いました。

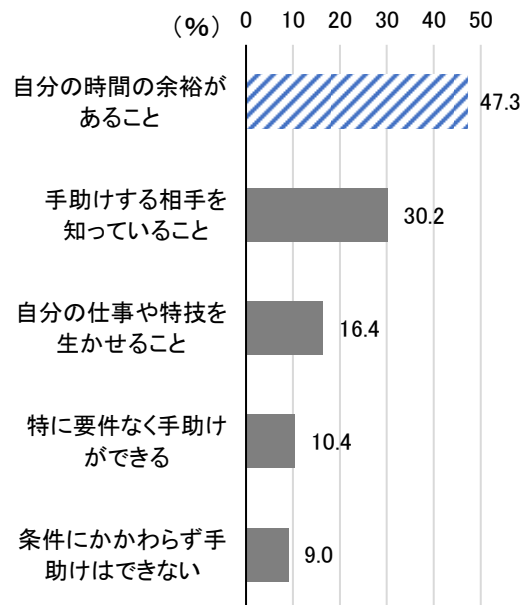
アンケート調査では

- ◆日々の生活における悩みや不安について年代別でみると、50歳代以下では「仕事のこと」が多くなっているほか、30歳代では「子育てに関すること」も高くなっています。また、60歳代では「家屋や土地の管理のこと」も高くなっています。
- ◆地域で手助けできると考えられることについてみると、「話し相手」が最も高く、次いで「特にない」「買い物や近くまでのちょっとした外出などの付き添い・手伝い」となっています。
- ◆誰に手助けをしてほしいと思うかについてみると、「近くに住む家族・親類」が最も高く、次いで「知人・友人」「隣近所の人」となっています。
- ◆どのような要件が整えば実際に手助けができるかについてみると、「自分の時間の余裕があること」が最も高く、次いで「手助けする相手を知っていること」「自分の仕事や特技を生かせること」となっています。
- ◆交通手段の困りごとについて、「ある」と「今は困っていないが今後不安である」を合わせると約6割となっています。
- ◆地域における災害時の備えとして重要だと思うことについてみると、「危険な箇所の把握」が最も高く、次いで「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」「防災訓練への参加」となっています。

■買い物や通院などのための手段
で困っていることがあるか



■どのような要件が整えば実際に手助けができるか



ヒアリング調査では

- 鳥羽市では基幹となる病院がないため、災害時に応急診療所をつくるなどの対策が必要となっている。
- 災害時でも平時でも自分に近い人ほど助けたいと思うものであり、いかに「我が事」としてとらえてもらって助けてくれる人を増やすかが重要ではないか。
- 進学を機に鳥羽市を出て、そのまま戻らないことがあると、持ち家の多い鳥羽市では、空き家の管理問題が発生する。
- 民生委員や地域福祉推進員との連携が必要となっているが、民生委員の定員割れの現状もあり、なり手確保が課題となっている。

4 策定の手法

「鳥羽市地域福祉施策推進委員会」での審議とグループワーク

計画策定にあたっては、これまで「鳥羽市地域福祉計画及び活動計画策定委員会」により策定を審議していましたが、本計画より毎年度実施する「鳥羽市地域福祉施策推進委員会」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。また、検討にあたっては、より一体感を高めるため、策定過程でグループワークによる計画の検討を行いました。

前回計画の進捗管理の実施

前回計画の各施策・事業に関わる事項について、庁内関係各課や各関係機関に照会し、施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を実施しました。

アンケート調査の実施

地域福祉についての市民の考えや意見を把握するために、アンケート調査を実施しました。

調査期間	令和5年12月25日（月）～令和6年1月17日（水）
対象者	市内在住の18歳以上の方（無作為抽出）
調査方法	郵送配布、郵送回収
配布数	2,000 件
有効回収数	582 件
有効回収率	29.0%

関係団体調査・ヒアリングの実施

地域の状況や福祉課題を把握するため、地域や福祉に関係する団体に対し、ヒアリング調査を実施しました。

対象団体	市内の福祉の推進に係る関係団体等 12 団体
実施期間	令和6年2月

パブリックコメントの実施

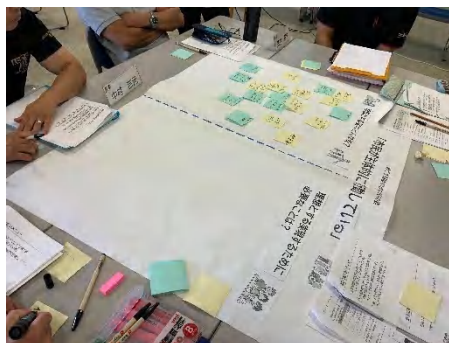
パブリックコメントを実施し、鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画案に対する市民の意見を募りました。



グループワークの実施

策定過程におけるグループワークでは、本市がめざす福祉のまちづくりの姿について、テーマごとに話し合いをしました。

めざす福祉のまちづくりが進み、実現するめざす姿はどんな姿なのか、委員会の委員が意見を交わしました。



■グループワークの様子



5 鳥羽市地域福祉施策推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 本市における地域福祉に関する施策について、各方面の関係者の幅広い意見等を聴き、その総合的かつ計画的な推進に資するため、鳥羽市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（掌握事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を掌握する。

- （1）鳥羽市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- （2）計画の評価、推進及び見直しに関すること。
- （3）その他地域福祉施策に係る重要事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員25名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）識見を有する者
- （2）保健福祉関係機関の代表者
- （3）自治会、老人会、事業所等の代表者
- （4）公募による市民
- （5）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は5年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の任期中、機関の代表者変更等がなされた場合は、後任者が委員を引き継ぐものとする。

3 委員の再任は、妨げない。

（役員）

第5条 委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

6 鳥羽市地域福祉施策推進委員会名簿

敬称略

	氏名	所属
委員長	大井 智香子	皇學館大学
副委員長	宮本 成章	鳥羽市自治会連合会
	羽根 靖之	公益社団法人 志摩医師会
	佐々木 保	鳥羽市老人クラブ連合会
	中川 茂	鳥羽市民生委員児童委員協議会
	山本 英子	鳥羽市ボランティア連絡協議会
	中村 吉元	鳥羽市スポーツ少年団本部
	笠井 杉代	社会福祉法人あしたば福祉会
	岡村 和真	鳥羽市介護保険サービス事業者連絡会
	中村 成	鳥羽市障害者互助会
	高見 加代	いいことミッケ
	澤田 憲生	鳥羽志摩保護区保護司会鳥羽支部
	山下 貞子	鳥羽商工会議所
	杉浦 徹	鳥羽市地域生活支援コーディネーター
	橋本 允聖	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
	松本 拓郎	一般公募

任期:令和6年7月23日～令和11年6月30日

第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月：令和7年3月

発行・編集	
鳥羽市 健康福祉課	社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会
住所：〒517-0022 鳥羽市大明東町2番5号 TEL：0599-25-1181 FAX：0599-25-1154	住所：〒517-0022 鳥羽市大明東町2番5号 TEL：0599-25-1188 FAX：0599-25-1117